

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2019年11月1日～2020年10月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

事業所 **株式会社ネクスター**
東京都豊島区巣鴨一丁目28番9号
巣鴨コルトビル6階

派遣労働者の数	0人（2020年6月1日付け派遣労働者数）
派遣先の数	1社（2019年度派遣先事業所数 実数）
労働者派遣に関する料金額	42,968円（2019年度労働者派遣に関する8時間当たり料金額の平均）
派遣労働者の賃金額	32,272円（2019年度派遣労働者の8時間当たり賃金額の平均） ※給与・賞与、及び通勤手当の合計から8時間当りの賃金額に換算
マージン率	24.9%
教育訓練に関する事項	有給、無償にて以下教育訓練を受けることができます。 <ul style="list-style-type: none">・入職時教育（対象：新規採用者） ビジネスマナー、労働安全衛生、情報セキュリティ教育・システム開発技能教育（対象：新規採用者、派遣中労働者） プログラミング、システム開発教育・階層別教育（対象：無期雇用派遣労働者の入社後年次による） プロジェクトマネジメント、中堅社員研修など
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	当事業所 03-5834-2427

<p>労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項 の労使協定の締結の有無</p>	<p>当社は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定を締結します。</p> <p>※締結に先立ち当事業所全ての派遣契約が終了したため、本情報公開時点で有効な労使協定対象派遣労働者はなく、また協定締結はありません。</p>
<p>上記労使協定の有効期間</p>	<p>有効期間 1 年</p> <p>※期間の“自～至”については、当社（中小企業）が「パートタイム・有期雇用労働法」の適用対象となる期限（2020 年 4 月 1 日）前に全ての派遣契約が終了したため、本情報公開時点で有効な協定はなく締結時の有効期間のみの表記としています。</p>
<p>上記労使協定の対象となる労働者の範囲</p>	<p>全ての派遣労働者</p>
<p>マージン率の内訳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主の負担する社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金等） ・雇用主の負担する労働保険料（雇用保険、労災保険等） ・福利厚生費（年次有給休暇取得時の賃金、退職金共済掛金、健康診断受診費用等） ・事業運営費（オフィス賃貸料、派遣契約・労務管理システム利用料等の諸経費） ・営業利益（マージンより上記費用を差し引いた残り）

